

令和4年2月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取扱い
に
ついて」等の読み替えについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、日本医師会より情報提供がありましたのでお知らせいたします。

巡回診療(巡回健診等を含む。以下同じ。)については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日付医務局長通知)及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」(平成7年11月29日付健康政策局長通知)等で示しているところ、当該事務連絡では、病院又は診療所の事業として行なわれる場合で、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合は、巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続きをとるものとされています。

今回の事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大化における巡回診療の臨時的・特例的な取扱いとして、①巡回診療が当該病院又は診療所の所在する「開設地都道府県」外で行われる場合であっても、新たに診療所開設の手続きを要しないが、開設地都道府県(保健所設置市、特別区を含む)の担当者は、巡回診療が行われる「実施地都道府県」(同上)へ提出された書類の写しを回付すること。②当該巡回診療の実施により、実施地都道府県の適切な医療提供に影響が生じる等の懸念が示された場合は、開設地都道府県は、実施主体である当該病院又は診療所に、実施地の都道府県と調整をするよう促すこと、③当該巡回診療に対する指導監督権限は、開設地都道府県にあること、および、④実施地都道府県は、地域における適切な医療提供を確保するために必要な場合には、巡回診療の実施状況についての情報共有、対応方針について協議等が記載された旨、知らせるものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

<https://www.med.or.jp/login.html>



【担当】

大阪府医師会

地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)